

岩手県告示第 145 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 2 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 医療機関の名称  | 所在地             | 廃止年月日            |
|----------|-----------------|------------------|
| さかもと整形外科 | 盛岡市天神町 11 番 3 号 | 平成 19 年 1 月 31 日 |